年 月 日

那珂川市福祉事務所長

印

却下決定通知書

年 月 日 に申請された日常生活用具の給付申請及び利用者負担額減額・免除等

申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

１ 申請事項

２ 却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に那珂川市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、那珂川市長を被告として（訴訟において市町村を代表するものは市町村長となります。）

提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）